

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 愛知淑徳学園
②設置大学名称	愛知淑徳大学
③担当部署	総務事務室
④問合せ先	0561-62-4111(代)
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 11 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 9 月 18 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.aasa.ac.jp/gakuen/governance/index.html
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
	なし

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
	なし

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学園 HP 及び大学 HP にて、建学の精神等の基本理念及び教育目的を、学生をはじめとする多様なステークホルダーに対し明示している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「愛知淑徳大学 VISION2030」柱１～３に基づき、学生等に対し入学から卒業に至るまでの学びの道筋を明確に示している。 また、大学基準協会の認証評価結果に基づき、大学運営委員会にて全学中期計画・年度計画を策定し、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「愛知淑徳大学学則」第９条、第１４条、第１５条に基づき、教学組織の権限と役割を明確に定めている。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教職協働体制については、全学的な教育・運営組織において教員と職員が委員として名を連ねており、各プロジェクトにおいて適切に分担・協力・連携をしている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「FD 及び自己点検・評価専門委員会」が実施する全学 FD 研修、及び「SD 及び自己点検・評価委員会」が実施する全学 SD 研修に関し、「FD 及び自己点検・評価専門委員会規程」第３条及び「SD 及び自己点検・評価委員会規程」第２条に基づき、基本方針・年次計画を策定し、教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「愛知淑徳大学 VISION2030」及び「全学中期計画」の策定において、策定の主体や計画の期間を明確に定め、データやエビデンスに基づく教学及び経営に関する具体策を盛り込んでいる。 また、ステークホルダーからの意見の聴取・反映の方法についても、保護者向けポータルサイト等を通じて収集できるよう努めていく。
実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗	「全学中期計画」を５ヶ年計画として策定し、進捗状況

管理	をフェーズ単位で把握するとともに、その結果を内外に公表している。 ・学内：大学協議会、FD 及び自己点検・評価委員会 ・学外：大学 HP（事業計画書）
----	---

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	地域の社会人に対して、エクステンション部門における公開講座のみならず、学部・大学院の授業の多くを開放し（科目等履修生、聴講生）、また入試においても社会人枠を設けて（特別選抜入試（社会人））地域の生涯教育のニーズに応えている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	コミュニティ・コラボレーションセンター（CCC）及び各学部等を中心として、産官学連携による地域課題の解決に向けた取り組みを行っている。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	「違いを共に生きる」という大学理念に基づき、性別、年齢、障害、国籍等、多様な背景を持つ学生、教職員等を受け入れる学内環境・体制の整備・充実に努めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	「寄附行為」第 32 条に、「評議員の選任は、評議員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮して行うものとする」と規定されており、女性登用に配慮している。役員に関しても可能な範囲で配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の責務を踏まえた人材確保の方針やあるべき理事長像については、「寄附行為」第 8 条に明確に規定している。また、「寄附行為」第 6 条に規定されている「理事選任機関」により理事の選任を行うことで選任過程の透明化を確保している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との	「寄附行為」第 13 条、第 14 条第 1 項にて理事会の役割及び理事の責務を明確に規定している。

協働体制の確立	また、「寄附行為」に基づいて評議員会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性を確保すべく努めている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	毎年、内部統制システム体制の一環として役職員に対する「リスク管理研修」を実施し、新任・外部を含む理事に対する情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準は、「寄附行為」第 22 条に規定されており、選任基準については「寄附行為」第 26 条に規定されている。 会計監査人の選任基準及び選任過程については、「寄附行為」第 50 条に規定されている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の基準・計画の策定については、「監事監査等職務規則」第 8 条に基づき適切に行われている。監事、会計監査人及び内部監査室等の連携体制については、「監事監査等職務規則」第 23 条及び「内部監査規程」第 14 条に基づき適切に行われている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事研修案内（文科省主催）及び必要な情報を送付することで、監事業務を支援するための情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性に応じた評議員会構成上の上限割合の考え方は、「寄附行為」第 32 条に規定されており、明確化されている。 評議員の選任過程についても「寄附行為」第 32 条に規定されており、選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や議決事項、評議員の責務は「寄附行為」第 37 条～第 48 条に規定されており、明確化されている。同条に基づき、理事会との建設的な協働と相互牽制体制を確立し、運営の透明性の確保に努めている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・	評議員に対して、「私立大学 新任理事・評議員ハンドブッ

研修機会の充実	ク」の配付を行う等、情報提供・研修機会の確保・充実に努めている。
---------	----------------------------------

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「大地震対応マニュアル」（携帯版）を学生及び教職員に配布し、学内に広く浸透させている。 なお、重要事業の継続、早期復旧のための事業継続計画に関しては、防災委員会にて報告され、学内に広く浸透されている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	内部統制システム整備の基本方針を定め、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。 また、違反又はそのおそれがある行為に関する内部通報窓口が設置されており、「内部通報に関する規程」に基づき、内部通報体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	「個人情報の保護に関する基本方針」に基づいて、情報を公開する対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、情報公開を推進している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	本学 HP に、文科省 HP の「用語解説」ページのリンクを貼り公開している。 このことを含め、用語解説や分かりやすい説明を付すために説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明